

令和4年（行ケ）第7号 裁決取消請求事件

原 告 弁護士法人ベリーベスト法律事務所、酒井将、浅野健太郎

被 告 日本弁護士連合会

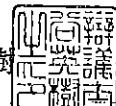
## 意見陳述書

2023年11月15日

東京高等裁判所 第4特別部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 英樹



### 一 序

第1 本件では、「過払金問題」という大きな社会問題に対して、依頼者の権利を救済するために司法書士である新宿事務所と原告法人が協働して立ち向かっていった中で、この協働のために新宿事務所に支払われた金員が紹介料・周旋料に該当するかが問題となっています。

第2 過払金の返還を求める依頼者を救済するために、司法書士の代理権超えとなつた事件を弁護士が引き継ぎ、その際に司法書士から後々の依頼者の事件の処理のために役立つ成果物の引継ぎを受けたり、一定の業務委託をしたりすることは、大量に生じる過払金事件を迅速に解決し、依頼者の権利を早期に実現するための「合理的な士業間の協働」として時代が求めている事項です。このために支払われる適正な対価を古式蒼然とした事件屋に対する紹介料・周旋料の支払と同視して捉えることは時代錯誤も甚だしいことです。

原告らは、このような時代の要請に応えて、自ら文献を調査し、さらには他

の弁護士にも意見を求めて、その適法性を慎重に検討し、適法であるとの確信をもって、新宿事務所との土業協働を行い、多数の被害者を救済していきました。原告らは、決して「非弁提携」や「依頼者紹介の対価」の支払といった「品位を失うべき非行」を犯した『悪徳弁護士集団』ではないのです。原告らは、依頼者の利益のために、社会が求める土業間の協働を行ったにすぎません。

第3 しかるに、東弁は、紹介料・周旋料の支払であって、非弁提携だと断じて、原告らを業務停止6月としました。日弁連も、その判断を是認し、原告らを業務停止3月としました。

原告らは、弁護士としての業務ができないという極めて重大な不利益を蒙つただけでなく、長年にわたり築いてきた社会的名誉を大きく傷つけられました。言うまでもなく弁護士・弁護士法人としての信用は一日にして成るものではありません。しかし、東弁はこれを破壊し、日弁連もこれを是正しませんでした。これを是正するのは、人権擁護の最後の砦である裁判所しかありません。

第4 原告らは、東弁や日弁連が主張するように、紹介料・周旋料を支払って新宿事務所と非弁提携をした弁護士・弁護士法人なのでしょうか。答えは明白に「否」です。

我々は、この訴訟の中で1年7か月にわたり、本件懲戒処分の違法性と本件懲戒手続の違法性を綿密に主張立証してきました。本件の事実関係に照らしてみれば、本件支払行為を法27条違反、規程13条1項違反とするのは絶対的に間違います。また、本件懲戒手続には是正することができない数々の重大な手続違法があります。

ゆえに、本件懲戒処分は絶対に取り消されなければならないのです。

第5 私の意見陳述では、まず本件の争点を概観した上、原告らの実体面における主張を中心として、是非とも裁判所に理解して頂きたいポイントをパワーポイントのスライドも用いながら述べたいと思います。

## 二 本件の争点

最初に本件の争点を概観します。

本件で原告らが主張している主要な争点のうち、実体面に関するものは

- ① 本件金員が紹介料・周旋料か否か
- ② 原告らの行為が「品位を失うべき非行」として懲戒に値する行為か否か
- ③ 本件懲戒処分が憲法 22 条 1 項に違反するか否か
- ④ 本件懲戒処分が憲法 31 条に違反するか否か

の 4 つです。

また、手続面に関しては

- ⑤ 本件懲戒手続に違法があるか否か

が争点となっており、手続違法については

【手続違法①】東弁綱紀委員会による情報漏洩があったこと

【手続違法②】永吉氏が多重債務者でないのに非弁防止会規に基づく調査が行われたこと

【手続違法③】非弁防止会規に基づく調査後は是正措置しかできないのに、会立件が行われたこと

【手続違法④】非弁防止会規に基づき調査協力義務を課し、また、会立件する目的で非弁防止会規に基づく調査を行い、会立件が行われたこと

【手続違法⑤】懲戒請求事案が既に係属しているにもかかわらず、会立件を行つて、東弁綱紀委員会の独立性を侵害したこと

【手続違法⑥】調査命令書で判断過程まで記載して会立件を行い、東弁綱紀委員会の独立性を侵害したこと

【手続違法⑦】判断権者たり得ない東弁会長が会立件をしたこと  
が問題とされています。なお、一部の手続違法の主張については、さらに理由不備の違法も主張されています。

裁判所が、原告らの請求を棄却しようとするのであれば、全ての争点で原告の

主張を排斥する必要があります。

しかし、本件では、これから述べるとおり、本件金員が紹介料・周旋料に該当しないことは明らかです。この点で本件懲戒処分が取り消されるならば、その余の争点は判断されるまでもないことになります。

そこで、裁判所がこの核心的な争点を判断するのに、まずは総論の部分でご理解を頂きたい点を述べることにします。

### 三 総論で強調しておきたい点

#### 第1 法27条、規程13条1項の解釈適用に東弁・日弁連の裁量はないこと

本件で、被告は、平成18年最判を引き合いに出して、日弁連懲戒委員会の認定判断は合理性を有するから適法であると主張しています。

しかし、法27条、規程13条1項という具体的な内容を定めており、専門的でも技術的でもない処分要件に該当するか否かの解釈適用について、東弁・日弁連に裁量が認められる余地などありません。

これらの規定は懲戒処分の根拠規定であり、同時に刑事罰の対象ともなり得る行為を問題とするものですから、当然にその解釈適用は裁判所の専権に属します。

#### 第2 法72条の立法趣旨

最高判昭和46年7月14日は、法第72条の立法趣旨に触れた上で「私利をはかつてみだりに他人の法律事件に介入することを反復するような行為を取り締まれば足りる」としています。

代理権超えが判明して司法書士が事件を弁護士に引き継ぐ場合に、それまでの業務成果物を引き継ぎ、一定の業務を受託する対価を受領することは、事件屋・紹介屋のような反社会的勢力が介入する事案とは全く異なります。この司法書士への適正な報酬精算を紹介料・周旋料と同視するのは完全な誤りです。

### 第3 司法制度改革と士業間の協働

- 1 平成14年司法書士法改正は、認定司法書士に簡裁訴訟代理等関係業務を認めることで国民のリーガルアクセスを充実させるためのものでした。その趣旨からすれば、認定司法書士の代理権超えが生じた際には、円滑に事件が弁護士に引き継がれるようにすることが求められます。認定司法書士としても、辞任する、後は知らないでは余りに無責任で、信頼できる弁護士と提携しておき、いざとなれば依頼者の同意を得て事件を引き継げるようによることはサービス業として当然に求められます。そのような体制が整っていればこそ、依頼者も安心して認定司法書士に事件を依頼できますし、代理権超えとなつても依頼者に不利益が生じることはありません。
- 2 この認定司法書士の代理権超えが生じた場面で、認定司法書士がそれまでの業務成果物を引き継ぎ、弁護士から一定の業務を受託することも現実に行われています。この士業間の連携を、認定司法書士には法72条、弁護士には法27条、規程13条1項を持ち出して威嚇して分断してどうなるでしょうか。事件が司法書士から弁護士に円滑に引き継がれなくなつて困るのは依頼者なのです。東弁・日弁連が守ろうとしているのは依頼者の利益ではなく、自らの職域という「ギルド的利益」です。
- 3 本件で、裁判所は被告訴訟代理人に「本件規制により東弁・日弁連が守ろうとした規律の価値は何なのか」くらい主張せよと釈明を求められました。これに対し、被告訴訟代理人は何ら具体的な主張ができていません。  
東弁・日弁連が述べていた「原告法人と新宿事務所が本件金員の支払により依頼者の意思を離れて新宿事務所から事件の引継ぎを受けていた」というのは全くのフィクションです。事件の引継ぎは依頼者の同意を得ていますし、実際に原告法人ではなく他の法律事務所に委任した依頼者もいます。  
結局、本件でそれらしきことが言われているのは、東弁が述べていた「結果として事件紹介業をビジネスとして成立させてしまう危険性」だけなのです。

しかし、実際に事件紹介業を行っていたかという本筋からそれで、その危険性があるから規制できるというのは、自ら懲戒事由がないことを自白しているに等しいのです。

#### 四 各論で強調しておきたい点

ここからは各論で強調しておきたいことを述べます。

本件金員が紹介料・周旋料に該当しないことは、これまでの主張で詳述してきましたので、ポイントのみに絞って述べます。

##### **第1 140万円超過払事件の引継ぎの経緯**

裁判所に理解して頂きたいのは、新宿事務所から大量に引き継がれる140万円超過払事件について、①新宿事務所がそれまでに作成した業務成果物（特に引き直し計算書やその電子データ）を活用することが有用だからこそ、原告法人はその引継ぎを受けていたということです。それから、②原告法人が元利金を満額回収するために原則として訴訟提起することとしている中で、過払金事件の専門性を有し、かつ、その事案の資料を有していて論点も把握している新宿事務所に裁判書類作成業務を委託することが貸金業者との強気な交渉や迅速な訴訟提起を可能にして依頼者のためになるからこそ、原告法人が新宿事務所に裁判書類の作成を委託したということです。

紹介料・周旋料ありきで取引を始めた、業務委託料名目で紹介料・周旋料を払うために必要性も合理性もない取引をしたという事実はどこにもありません。

##### **第2 原告酒井・原告浅野が法・規程への適合性を慎重に検討したこと**

原告酒井と原告浅野は、弁護士として紹介料・周旋料を支払うことは違法であることは理解しており、原告法人の代表社員として仮に違法行為をしたとなれば重大事になりますから、本件支払行為が法・規程に違反しないかは慎重に確認し

ました。具体的には、他の弁護士にも意見を求め、条解弁護士法、解説 弁護士職務基本規程を調査して紹介・周旋との対価関係がなければ違法でないことを確認しました。本件金員が19万8000円ならば相当な対価と言えるのかについても、新宿事務所の作業に要する時間、日本司法書士会連合会のアンケート調査結果、新宿事務所が過去に依頼者と代理権超えとなる場合にそれまでの業務と単独原告用裁判書類の作成業務を19万8000円で精算することを合意したこと、原告法人との関係ではさらに共同原告用裁判書類の作成・納品まで行うことになるが同額に据え置くことを勘案して、本件金員が19万8000円ならば紹介料・周旋料に該当しないと合理的に判断したのです。

### 第3 新宿事務所からの成果物の引継ぎと裁判書類作成業務の委託に実態があること

新宿事務所が140万円超え過払であることが判明するまでに作成した業務成果物と単独原告用裁判書類のデータは全件で納品されていました。

また、共同原告用裁判書類は、貸金業者から有利な和解が提案される場合などを除き、約8割の事件で実際に納品されていました。この作業で、新宿事務所は多様な論点に目配りしつつドラフトを行っています。また、原告法人の担当弁護士の指示を受けて細かい修正にも対応し、訴状、証拠説明書、甲号証、付属書類まで一式を揃えて納品するといった非常に労力のかかる業務対応を行っていました。

そして、これらの成果物や裁判書類はいずれも実際に利用されていたのです。

### 五 東弁・日弁連の判断の誤り

東弁・日弁連が本件金員を紹介料・周旋料であるとしたことが誤りであることは書面で詳しく述べましたので、重要な点のみここで触れたいと思います。

## 第1 依頼者は新宿事務所が作成した業務成果物の引渡しを無償で受けられないこと

被告は、「<<お客様のお借り入れに関する資料の代理取得及び調査>> お客様が当事務所に支払う報酬・実費・手数料は全て無料です。」との調査無料条項をもって、依頼者が新宿事務所の作成した業務成果物を無償で引渡しを受けられると主張しています。

しかし、調査無料条項は、取引履歴を代理取得して過払金の有無と金額を調査する手数料は無料と言っているにすぎません。新宿事務所がそれまでにした業務の成果物、例えば引き直し計算書やその電子データを依頼者に無料で引き渡すことは定められていません。引き直し計算書を無料で引き渡せという虫のいい要求をする依頼者はいませんし、そんなことを求められたら新宿事務所は対価を精算してくれない限り渡せないと言うでしょう。引き直し計算書の電子データであれば、たとえ対価を精算してくれても引き渡す筋合いにありません。それが当事者の合理的な意思だからです。

この点については、[大学法科大学院の]教授（甲21）も被告の見解が民法的に誤っていることを指摘しておられます。

## 第2 引継先の弁護士が新宿事務所の報酬精算をしても紹介料・周旋料にならないこと

1 被告は、仮に新宿事務所がそれまでに行った業務に対する報酬が発生するとしても、それを原告法人が依頼者に無断で精算してはならず、これを無断で精算すると紹介料・周旋料の意味合いを包含することになると主張しています。

しかし、過払金も回収していない中で精算を要求されても依頼者は困惑するだけです。事件を引き継ぐ弁護士が新宿事務所のそれまでに行った業務の成果物が自らの事件の処理に有用であるとして、その成功報酬を引当に自らのリスクで依頼者に代わり報酬精算することについて、依頼者には何の不利益もない

のであって、これを禁止する理由はありません。

2 では、東弁や日弁連が言うように、依頼者に無断で司法書士に精算したら紹介料・周旋料になるのでしょうか。結論は違います。これは引継先となる弁護士が新宿事務所に直接精算することとなった経緯から分かりますので、これから述べたいと思います。

- ① 従前、新宿事務所と依頼者との間では、140万円超過払事件であることが判明した場合に、新宿事務所が単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で精算するとの委任契約書が締結されていました（甲11・4頁及び添付資料3）。
- ② 原告法人が引継ぎを開始する前、依頼者の意思に基づき新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを受けていた弁護士事務所は、この合意を前提として、過払金を回収した場合に受領する自らの成功報酬を引当に自らのリスクで19万8000円を支払って、新宿事務所がそれまでに作成した成果物の引継ぎと単独原告用裁判書類の納品を受けていました。
- ③ そうしていたところ、貸金業者が新宿事務所から依頼者の事件の引継ぎを受けている弁護士事務所が新宿事務所に19万8000円を支払っているのは非弁提携であると言い立てて、訴訟の中で争点化してきました。そこで、過払金回収が長期化する、不本意な和解に応じさせられるといった形で依頼者に不利な事態とならないよう、新宿事務所と当時引継先となっていた弁護士事務所が協議して、新宿事務所と依頼者との間で19万8000円を精算する建付けとしながら実際には引継先となる弁護士事務所が精算する方式をやめ、新宿事務所と引継先となる弁護士事務所との間で直接に19万8000円を精算する方式に切り替えました。

このような経緯からして、新宿事務所も事件を引き継いでいた弁護士事務所も、従前に新宿事務所と依頼者との間で合意されていた19万8000円と同額の報酬精算を意図していることは明白です。これを紹介料・周旋料と見るのは端的に

誤りなのです。従前の方々でも新たな方々でも新宿事務所に支払われる対価は19万8000円で同じです。依頼者が精算することとされているのか、事件を引き継ぐ弁護士が精算することとされているのかは違いますが、精算主体が変わっただけで、そこで支払われる金員の性質が変わるはずもありません。

### 第3 ワンセット理論の誤り

#### 1 東弁・日弁連が採用するワンセット理論

東弁・日弁連が採用するワンセット理論はこのように述べます。

【1】140万円超過払事件に関する業務の成果物の引継ぎは、必然的に、依頼者の事件の紹介ないし周旋を随伴する。

【2】事件に関して前任者が何らかの作業を行った場合に、後任者が前任者に対してその対価を支払うことは、紹介料ないし周旋料の支払としての意味を包含することになる。

【3】対価の相当性は、「品位を失うべき非行」の認定に当たって考慮すればよく、紹介料・周旋料の認定判断に当たって考慮する必要はない。

このワンセット理論は、これまでに明らかにされたことはなく、東弁・日弁連が原告らを懲戒するために編み出してきた新ルールと言えます。

#### 2 確立している通説

他方で、条解弁護士法や解説弁護士職務基本規程はこのように述べます。

##### 条解弁護士法（72条）

報酬は、…周旋をすることと対価的関係に立っていることが必要

この対価的関係がないときは、本条違反の罪は成立しないものと解される。けだし、

「報酬」という概念は、一般に、一定の役務の対価として与えられる反対給付をいうものであって、対価的関係が当然の前提となっているものと解されるし、この要件を不要とすると、処罰の範囲が無限定になってしまうからである。

##### 解説 弁護士職務基本規程（規程13条）

「紹介をした(受けた)ことに対する」「対価」とある以上、紹介行為との対価関係が必要

一回聞いても、ワンセット理論がこれまで確立してきた通説と真っ向から反対のことを述べていることが分かります。ワンセット理論は明らかに禁止対象を拡大しており、条解弁護士法が懸念している「処罰の範囲が無限定」になったものと言えます。ワンセット理論によれば、ある新人弁護士が初めて法人破産申立の相談を受けた場合に経験もないで先輩弁護士に紹介して受任してもらったところ、先輩弁護士が新人弁護士に可能な範囲で手伝ってもらったという場合に、先輩弁護士が新人弁護士の作業に対して適正な対価を歩合で支払ったら紹介料・周旋料になるという非常識極まりない結論になってしまいます。

確立した通説によれば、ある依頼者の事件の紹介・周旋に当たり、紹介する者と紹介される者との間で金員の授受がされるとしても、それが紹介行為ないし周旋行為に随伴するというだけで、直ちに紹介料ないし周旋料とされるわけではありません。禁止されるのは、(名目はともかくとして) 紹介・周旋それ自体に対価が支払われていると認められる場合だけなのです。

本件では、新宿事務所が行った作業に対する適正な対価を支払うことは違法ではなく、新宿事務所が行った作業に対する対価が著しく不相当地過大と言える特段の事情がない限り、紹介・周旋との対価関係は認められないと言うべきです。

████████で非弁問題の第一人者とされている████████弁護士も、士業協働の場面で、依頼者の事件の紹介を受けた者が紹介をした者に金錢を支払ったとしても、それが紹介をした者の業務量との関係で適正な金額の範囲に止まるものであれば紹介料・周旋料の支払にならないことを論文で述べています(甲22、甲23)。

## 六 本件金員が紹介料・周旋料に該当しないこと

### 第1 原告らの主張のポイント

本件金員が著しく不相当地過大とは言えないと原告らが主張しているポイントについて述べたいと思います。

<本件金員が紹介料ないし周旋料に該当しないとする理由>

- ① 従前、新宿事務所と依頼者との間では、140万円超過払事件であることが判明した場合に、新宿事務所が単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で精算するとの委任契約書を締結していました。
- ② 新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを当時受けていた原告法人以外の弁護士事務所は、この合意を前提として、過払金を回収した場合に受領する自らの成功報酬を引当に自らのリスクで19万8000円を支払い、新宿事務所がそれまでに作成した成果物の引継ぎと単独原告用裁判書類の納品を受けていました。
- ③ そうしていたところ、貸金業者が新宿事務所から依頼者の事件の引継ぎを受けている弁護士事務所が新宿事務所に19万8000円を支払っているのは非弁提携であると言い立てて、訴訟の中で争点化してきたのです。そこで、過払金回収が長期化する、不本意な和解に応じさせられるといった形で依頼者に不利な事態とならないように、新宿事務所と当時引継先となっていた弁護士事務所が協議して、新宿事務所と依頼者との間で19万8000円を精算する建付けとしながら実際には引継先となる弁護士事務所が精算する方式をやめ、新宿事務所と引継先となる弁護士事務所との間で直接に19万8000円を精算する方式に切り替えました。
- ④ 原告法人は、この新たな方式による19万8000円の支払が紹介料・周旋料の支払に該当しないことを独自の文献調査や外部の弁護士に意見照会するなどして慎重に確認し、適法であると判断して本件業務委託契約を締結したのです。
- ⑤ さらに、原告法人は、新宿事務所から140万円超過払事件を引き継ぐに際し、新宿事務所がそれまでに作成した成果物の引継ぎと単独原告用の訴状データの納品を受けることに加えて、共同原告用裁判書類一式の作成を委託することとし、これにより実際に8割弱の事件で共同原告用の裁判書類一式を納品してもらうことにしたのですが、それでも対価は19万8000円に据え置きました。

## 第2 東弁・日弁連は高すぎるとの根拠を示していないこと

東弁懲戒委員会の議決書は「割高である感は否めない。」、「割高と評価されてもやむを得ないと言える。」、日弁連懲戒委員会の議決書も「報酬 자체がそもそも高すぎるという指摘も否めない。」という単なる印象論に終始しています。しかし、その具体的理由について何ら述べるところはありません。被告は本件金員が著しく不相当に過大であることの立証責任を負うことはありません。裁判所には、被告側に本件金員が著しく不相当に過大であることの立証責任があることに忠実な判断をして頂きたいです。

そもそも司法書士報酬は自由化されています。従前に依頼者と新宿事務所が140万円超過払事件であることが判明した場合に、それまでの業務と単独原告用裁判書類の作成の対価を19万8000円で精算することを合意していた以上、本件金員を高すぎると認定することはできるはずがありません。まして、原告法人は、これに加えて共同原告用裁判書類の作成まで委託して、なおも19万8000円となっていたのです。

仮にこの19万8000円が高すぎたのだとしたら、本件金員を支払うのが原告法人ではなく依頼者の場合であっても、依頼者が紹介料・周旋料を支払ったことになってしまいます。法72条は、誰が紹介料・周旋料を支払うのかを問題にしていないからです。そんな結論が非常識であることは説明するまでもないと思います。

## 七 万が一本件支払行為が紹介料・周旋料に該当したとして、原告らの行為は懲戒に値する行為でないこと

### 第1 懲戒事由該当性が実質的判断によること

懲戒事由の該当性は、問題とされている行為が懲戒に値するか否かが実質的に判断されて行われなければなりません。このことは、規程82条1項も「この規

程は、弁護士の職務の多様性と個別性に鑑み、その自由と独立を不当に侵すことのないよう、実質的に解釈し適用しなければならない。」と定め、事案に即した実質的な判断を求めていきます。

## 第2 原告らの行為が実質的に懲戒に値するものではないこと

1 司法書士の代理権超えとなった事件の引継ぎに関するガイドラインが存在しないなかったこと

本件では、前任者である司法書士からの事件の引継ぎに際して、成果物の引継ぎや一定の業務委託を行う場合の対価の支払が紹介料・周旋料の支払になるのかが不明確な状況でした。

このような場合には、明確に違反と言えるコアの部分だけを懲戒に値するものと考えるべきです。日弁連は、平成14年司法書士法改正から約20年間も司法書士の代理権超えとなった事件で司法書士と事件を引き継ぐ弁護士が協働する場合の考え方を整理したガイドラインを策定していません。そのせいで、依頼者のために推進されるべき士業協働の具体的なあり方をめぐって現場が混乱してきたのです。本件の重要な背景としては、このような士業協働に関するガイドラインの策定が長期間放置されてきた実情があり、原告らが目の前で困っている依頼者を放置するわけにもいかず、現場の必要性に駆られて、慎重に適法性を検討した上、本件支払行為を行ったものであることが看過されることはなりません。

本件のような士業間の協働の場面で支払われる金員が紹介料・周旋料となるのか否かは、事件屋・紹介屋のような明らかな非弁提携と異なり、外縁の部分です。弁護士会内部で十分に議論を尽くし、合理的なルールを決めてから処分の対象とするのが筋なのです。これをいきなり懲戒とすることは認められません。

### 2 法解釈や評価の違いは懲戒に値しないこと

仮に権力者の解釈と評価に沿わなければ、それは全て懲戒に値すると言うのであれば、下級審判決の解釈が上級審で覆されたら、下級審の裁判官は非違行為を

犯したことになりかねませんが、そんなことを言う者はいません。

国家賠償法に関する判例では「ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立して疑義を生じ、拠るべき明確な判例、学説がなく、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても一応の論拠が認められる場合に、公務員がその一方の解釈に立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに当該公務員に過失があったものとするることはできない」とされています。合理的な法解釈や評価をして行動した場合には後から責任を問われることはないのです。

したがって、法解釈や評価の違いをもって懲戒に値する行為と言うには、著しく誤った解釈や評価を行った場合に限られると言うべきです。

本件で、原告らは、依頼者の利益になる士業協働を実現するために、慎重に文献を調査したり外部の弁護士に意見を求めたりして、本件支払行為が紹介料なし周旋料の支払に該当することはなく適法と判断しました。これが懲戒に値するでしょうか。原告らが採用した法解釈はそれ自体、文献や専門家の意見に依拠した合理性があるものであり、かかる法解釈が事後的に否定されたからと言って、それで懲戒に値する行為となるわけがありません。

また、本件金員が対価として相当であるか否かに関して、後から東弁懲戒委員会や日弁連懲戒委員会が「高額に過ぎる」と判断しても、それは評価の違いにすぎません。これまで述べてきたように、原告らが、新宿事務所が依頼者との間で、従前に140万円超過払事件であることが判明するまでに行った業務と単独原告用の裁判書類作成業務の対価を19万8000円で精算すると合意していたことなどを踏まえて、19万8000円ならば紹介料・周旋料に該当しないと評価したことにも十分に合理性があります。このような評価の違いにすぎないものを懲戒に値する行為とするのは許されることではありません。

### 3 小括

したがって、本件金員が仮に紹介料・周旋料と判断されることがあっても、原

告らの行為は到底懲戒に値するものではないのであって、懲戒すべきではありません。

#### 八 本件支払行為が紹介料・周旋料に該当しない、仮に該当しても懲戒事由に当たらないとする多数の意見書が提出されていること

本件支払行為については、多数の専門家から紹介料ないし周旋料の支払に該当しない、仮に該当するとしても懲戒事由には当たらないと解すべきとの意見書が提出されています。

詳細はこれまでの主張書面で触れていますが、元最高裁判所司法研修所教官の [REDACTED]弁護士（甲14）、元最高裁判所判事の[REDACTED]弁護士（甲15）、[REDACTED]大学教授の[REDACTED]弁護士（甲16の2）、[REDACTED]大学法科大学院教授の[REDACTED]先生（甲21）、[REDACTED]、[REDACTED]の[REDACTED]弁護士（甲22）、神戸大学名誉教授で原告ら訴訟代理人の阿部泰隆先生（甲18、甲19）、早稲田大学名誉教授の故・西原春夫先生（甲20）が被告の見解は誤りであり、問題がある旨を指摘しておられます。裁判所におかれでは、これらの意見書もお読みを頂きたいと思います。

#### 九 結語

原告らは、これまで原告らが主張してきたことを東弁の綱紀委員会、懲戒委員会、日弁連の懲戒委員会でも繰り返し主張してきました。しかし、そこでは、どうやって粗探しをして紹介料・周旋料の支払であったと言っていくかという身内の「結論ありき」の調査、審査、審査請求と言わざるを得ないようなものでした。私も原告ら訴訟代理人として本件に関与しましたが、東弁・日弁連がやることがここまでひどいとは思わなかったというのが正直な心情です。

今回の訴訟は、公平な第三者の審判を受ける実質的には最初の機会とも言えま

す。どうか裁判所におかれでは、我々が主張立証してきたことをきちんと吟味して、これに正当な判断を下して頂きたいと思います。

仮に本件支払行為が違法と判断されるならば、それは憲法22条1項違反、憲法31条違反になると考えます。この高裁で正しい判断が下されることを切望しますが、万が一原告らの主張が受け入れられなければ、原告らは最高裁まで断固闘い抜く意思でいます。

裁判所には、人権救済の最後の砦として、違法かつ違憲である本件懲戒処分を速やかに取り消し、原告らの名譽を回復するだけでなく、社会的正義を回復されるよう望みます。

以上

# 第1. 本件の争点

## 【実体面】

1. 本件金員が紹介料・周旋料か否か
2. 原告らの行為が「品位を失うべき非行」として懲戒に値する行為か否か
3. 本件懲戒処分が憲法22条1項に違反するか否か
4. 本件懲戒処分が憲法31条に違反するか否か

## 【手続面】

1. 本件懲戒処分の手続に違法があるか

違法① 東弁綱紀委員会による情報漏洩があったこと

違法② 永吉氏が多重債務者でないのに非弁防止会規に基づく調査が行われたこと

違法③ 非弁防止会規に基づく調査後は是正措置しかできないのに、会立件が行われたこと

違法④ 非弁防止会規に基づき調査協力義務を課し、また、会立件する目的で

非弁防止会規に基づく調査を行い、会立件が行われたこと

違法⑤ 懲戒請求事案が既に係属しているにもかかわらず、会立件を行って、  
東弁綱紀委員会の独立性を侵害したこと

違法⑥ 調査命令書で判断過程まで記載して会立件を行い、東弁綱紀委員会の独立性を侵害したこと

違法⑦ 判断権者たり得ない東弁会長が会立件したこと

## 第2. 総論で強調しておきたい点

### ■ 弁護士法56条1項の要件

- ・ 弁護士及び弁護士法人が、この法律…又は…会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

处分要件に該当するか否か

懲戒処分をするか否か

### ■ この法律又は会則に違反したこと

- ・ 規程13条1項
  - 弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。
- ・ 法27条
  - 弁護士は、第72条乃至第74条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

裁量なし

### ■ 懲戒を受ける

- ・ 平成18年最判
  - 「品位を失うべき非行」に該当するかどうか、懲戒事由に該当するとした場合に懲戒するか否か、懲戒するとしてどのような処分を選択するかについては、弁護士会の合理的な裁量にゆだねられている
  - 本件で問題となっているのは「この法律」または「会則」に違反したか否かであり「品位を失うべき非行」の該当性ではない

## 第3. 法72条の趣旨から

### ■ 昭和46年最大判(甲37)

- ・法72条の立法趣旨は「当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないどなみを妨げ、ひいては法律秩序を害すること」の防止
- ・「右のような弊害の防止のためには、私利をはかつてみだりに他人の法律事件に介入することを反復するような行為を取り締まれば足りる」
- ・これまで問題となつたのは、いわゆる紹介屋の事案
- ・新宿事務所は「司法書士法人」であり、事件屋・紹介屋のような反社会的勢力介入でない  
⇒ 事件の引継ぎの場面の対価のやりとりを紹介料・周旋料とするのは誤り
- ・合理的な士業の協働を法72条、27条、規程13条1項を持ち出して分断するのは、依頼者のためにならない

## 第4. 本件規制に守られる利益とは

- ・裁判所から釈明を求められても、被告からの具体的主張はなし
- ・依頼者の意思を離れて事件の引継ぎが行われていた?  
⇒ 全くのフィクション
- ・事件紹介料をビジネスとして成立させてしまう危険性?  
⇒ 実際に成立しているから規制するならばともかく  
危険性があるから規制を正当化するというのはおかしい

## 第5. 各論で強調しておきたい点

- 140万円超過払事件の引継ぎの経緯
  - ✓ 必要性・合理性があって、新宿事務所が作成した業務成果物の引継ぎと裁判書類作成業務の委託が行われている
  - ✓ 紹介料・周旋料ありきの取引ではない
- 原告酒井・浅野が法・規程の適合性を慎重に検討
  - ✓ 他の弁護士から意見聴取
  - ✓ 文献も確認 = 対価関係なければ違法でなし
  - ✓ 19万8000円が対価として相当か？
    - ↳ 作業に要する時間  
日司連のアンケート調査  
従前の新宿事務所と依頼者が代理権超えの場合に同額で精算  
原告は共同原告用裁判書類の作成・納品まで委託してなお同額
- 成果物の引継ぎと裁判書類作成業務の委託に実態あり

## 第6. 調査無料条項があるから無料で引渡し？

- **調査無料条項**

<<お客様のお借り入れに関する資料の代理取得及び調査>>  
お客様が当事務所に支払う報酬・実費・手数料は全て無料です。

- ⇒ 取引履歴を代理取得して過払金の有無と金額を調査する手数料は無料と言っているだけ
- ⇒ 新宿事務所がそれまでにした業務の成果物、例えば引き直し計算書やその電子データを依頼者に無料で引き渡すことは書かれていない
- 調査無料条項＝無料で引き渡せ × 当事者の合理的の意思に反する

## 第7. 依頼者に無断で支払ったら紹介料・周旋料？

【弁護士が新宿事務所に直接精算することとなった経緯】

- ① 従前、新宿事務所と依頼者が、140万円超過払事件と判明した場合、単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で精算すると合意
- ② 依頼者の意思に基づき新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを受けていた他の弁護士事務所は、この合意を前提に、過払金を回収した場合に受領する自らの成功報酬を引当に自らのリスクで19万8000円を支払って、新宿事務所がそれまでに作成した成果物の引継ぎと単独原告用裁判書類の納品を受けていた
- ③ そうしていたところ、貸金業者が新宿事務所から依頼者の事件の引継ぎを受ける弁護士事務所が新宿事務所に19万8000円を支払っているのは非弁提携であると言い立てて争点化  
⇒ 過払金回収が長期化する、不本意な和解に応じさせられるという依頼者に不利な事態とならないように、新宿事務所と弁護士事務所との間で直接に19万8000円を精算する方式へ

## 第7. 依頼者に無断で支払ったら紹介料・周旋料？

- ✓ ここで重要なのは  
新宿事務所も弁護士事務所も
  - 従来、依頼者と合意されていたのと同額の報酬精算を意図
  - ✗ 紹介料・周旋料を支払おう
- ✓ 支払われる対価は同額
- ✓ 支払うのが依頼者か、弁護士事務所かで  
司法書士報酬の精算になつたり、紹介料・周旋料の支払になつたり  
⇒ 明らかにおかしい

## 第8. ワンセット理論の誤り

### 【東弁・日弁連の言い分】

- ✓ 140万円超過払事件に関する業務の成果物の引継ぎは、必然的に、依頼者の事件の紹介ないし周旋を随伴
- ✓ 事件に関して前任者が何らかの作業を行った場合に、後任者が前任者に対してその対価を支払うことは、紹介料・周旋料の支払としての意味を包含

## 第8. ワンセット理論の誤り

### 【確立した解釈】

- ✓ 紹介・周旋との対価関係が必要
- ✓ 対価関係を不要にすると処罰範囲が無限定に
  - ↳ ワンセット理論は、この対価関係の要件を不問にして処罰範囲を拡大するもので失当
- ✓ ワンセット理論からは…
  - ・ 新人弁護士が先輩弁護士に法人破産事件を紹介して受任してもらい手伝った分について報酬をもらったら違法になってしまう

## 第9. 本件金員が紹介料・周旋料に該当しないこと

### 【原告らの主張】

- ✓ 元々、依頼者が新宿事務所と19万8000円で精算を合意  
⇒ これと同額
- ✓ 原告法人は、新宿事務所からの成果物の引継ぎ、  
単独原告用訴状のデータ納品に加え、  
共同原告用裁判書類(訴状、証拠説明書、証拠、付属書類)の  
作成・納品もさせた  
⇒ 業務量が増えているのに、なおも19万8000円で据え置き
- ✓ 新宿事務所が行う業務の対価としても金額は相当

## 第10. 本件金員が高すぎるとの根拠がないこと

### 【東弁・日弁連の主張】

- ✓ 「割高である感は否めない。」  
「割高と評価されてもやむを得ないと言える。」  
「報酬自体がそもそも高すぎるという指摘も否めない。」  
という単なる印象論
- ⇒ 被告は本件金員が著しく不相當に過大であることの立証を  
何ら果たしていない
- ↳ 被告側に本件金員が著しく不相當に過大であることの立証責任あり  
裁判所はこれに忠実な判断をすべき
- ↳ 本件金員が割高だとすれば、依頼者が新宿事務所に払っても違法？

## 第11. 原告らの行為は懲戒に値するのか？

- ✓ 懲戒事由該当性は実質的判断が求められる
- 事件の引継ぎに関するガイドラインが存在せず  
⇒ 法が不明確な状態では「コア」部分だけ処分すべき
- 法解釈や評価の違いも懲戒とすべきではない
  - ↳ 国家賠償法の判例法理
  - ⇒ 原告らは慎重に適法性を調査し、適法と判断
  - ⇒ 金額の相当性も吟味
  - これが懲戒に値する行為なのか？

## 第12. 多数の意見書

- ✓ 元最高裁判所司法研修所教官の [REDACTED]弁護士(甲14)
- ✓ 元最高裁判所判事の [REDACTED]弁護士(甲15)
- ✓ [REDACTED]大学教授の [REDACTED]弁護士  
(甲16の2)
- ✓ [REDACTED]大学法科大学院教授の [REDACTED]先生(甲21)
- ✓ [REDACTED]、  
[REDACTED]の  
[REDACTED]弁護士(甲22)
- ✓ 神戸大学名誉教授の阿部泰隆先生(甲18、甲19)
- ✓ 早稲田大学名誉教授の故・西原春夫先生(甲20)
- ✓ [REDACTED]大学大学院法学研究科教授の [REDACTED]先生(甲137)  
⇒ 被告の見解が誤りと指摘